

標準処理期間の未設定理由

番号 7

処 分 名	景観重要建造物の現状変更許可
根 拠 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)
条 項	第22条第2項
所 管 課	都市デザイン課
<p>【標準処理期間を未設定とした理由】</p> <p>過去に申請実績がなく、審査基準及び標準処理期間を設定する実益がないため。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。